

あんしんみまもり AI カメラサービス利用規約

第1条（総則） 株式会社テレビ九州（以下「当社」という。）は、「あんしんみまもり AI カメラ サービス利用規約」（以下「本規約」という。）により「あんしんみまもり AI カメラ」（以下「本サービス」という。）を提供します。

第2条（本規約の適用）

1. 当社は、本規約を定め、これにより本サービスを提供します。
2. 本サービスの利用を申し込んだ時点で、利用者は本規約のすべての条件に同意したものとみなします。
3. 当社が本サービスの内容変更を必要とした場合、利用者の承諾を得ることなく、当社所定の方法で利用者に周知することにより、その必要な変更を行うことができます。その場合、料金その他のサービス提供条件は、変更後の規約によります。
4. 変更後の本規約の効力発生日以降に利用者が本サービスの利用を継続したときは、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
あんしんみまもり AI カメラ	本規約に基づいて提供される当社のサービス名称
利用者	本サービスの契約を申し込み、利用する個人
世帯	同一住所に居住し、生活を共にするものの集合
エリア	佐賀県嬉野市嬉野町、佐賀県武雄市山内町の一部
専用カメラ	あんしんみまもり AI カメラサービスを提供するための設備
対象機器	本サービスの提供にあたり、当社が設置・貸与する専用カメラならびに当該カメラを機能させるために必要な機器、記録媒体、配線、取付部材、ソフトウェアその他一切の関連機器
再生機器	映像を閲覧するスマートフォン、PC、タブレットなどの端末
閲覧用アプリ	本サービスを使用するために必要な専用アプリ
映像クリップ	カメラで撮影・クラウド保存された動画データ

アカウント情報	本サービスの利用にあたり付与される ID、パスワード、閲覧ユーザー設定その他の認証情報
閲覧ユーザー	本サービスで利用者から閲覧権限を付与された者
提携先企業等	当社の提携会社、外部委託先、および本規約に定める本サービスの提供において提携している企業

第4条（利用申込をすることができる者の条件）

1. 本サービスの利用には、当社提供するインターネットサービスへの加入（以下「インターネット契約」といいます。）が必要となります。
2. 本サービスは、一戸建て住宅の敷地内において利用いただけます。集合住宅の共用スペース（共用廊下・エントランス・エレベーターホール等）および、共用の駐車場におきましては、本サービスの提供対象外となります。

第5条（提供区域）

本サービスは、当社エリア内へ専用カメラを設置するものとします。

第6条（契約の単位）

本サービスの契約は、1世帯ごとに1件の契約を締結するものとします。

第7条（申込および利用契約の成立）

1. 利用者は、本規約の全ての内容に同意のうえ、当社の指定する方法により所要事項を当社に提出するものとします。
2. 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社が審査し次項の規定に定める内容について該当する場合は、申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 専用カメラの設置又は保守をすることが技術上著しく困難な場合。
 - (2) 本サービスの申込者が、サービス料金、又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が、当社等の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為又は違反のおそれのある行為を行ったことがある又は現に行っている場合。
 - (4) 申込者が、反社会的勢力である場合。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすとき。

第8条（本サービスの提供内容および利用方法）

1. 当社は、本規約の定めに従い、利用者に対し本サービスを提供します。

2. 利用者は、本サービスの提供にあたり、当社よりレンタルされた専用カメラを、当社の定めた方法に従って設置された場所において使用するものとします。専用カメラの所有権は当社に帰属し、利用者は善良な管理者の注意をもって使用するものとします。

3. 本サービスにより取得された映像データは、専用カメラ本体に搭載された SD カードに保存されます。保存期間は、映像の解像度や設定により異なります。また、AI による検知に基づく特定の映像クリップはクラウド上に保存されます。利用者は、これらの保存データを当社が提供するスマートフォンアプリおよび Web アプリ を通じて閲覧・再生等の機能を利用することができます。

第 9 条（専用カメラ等のレンタル）

1. 本サービスの利用にあたり、当社は、別表に定める専用カメラおよび当該カメラを機能させるために必要な機器一式（以下「対象機器」といいます。）を、利用者に対しレンタル（貸与）します。

2. 対象機器の所有権はすべて当社に帰属し、利用者に所有権は移転しません。本サービスの利用契約が終了した場合、利用者は当社の指示に従い、対象機器を速やかに返却又は当社の指定する方法による撤去に応じるものとします。

3. 対象機器は本サービスの利用を目的として当社から貸与されるものであり、利用者は第三者への譲渡、転貸、担保設定その他当社の権利を侵害する行為を行ってはなりません。また、対象機器は当社が提供するクラウドサービス基盤（Alarm.com プラットフォームを含みます）と連携して動作することを前提とした機器であり、本サービスの契約終了後は利用できなくなる場合があることを、利用者はあらかじめ承諾するものとします。当社は、対象機器が他のサービスまたは他社のシステムで利用できることについて、一切保証しません。

4. 対象機器の設置および撤去は当社または当社の指定する者が行います。設置場所の変更、移設、再設置または利用者都合による撤去に要する費用は、別途当社が定める金額を利用者が負担するものとします。

5. 対象機器の設置場所は、当社が定める提供区域内に限ります。

6. 利用者は、対象機器を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管するものとし、故意または重大な過失により対象機器を破損、滅失または紛失した場合は、当社に対しその実費相当額を賠償するものとします

7. 対象機器の撤去に伴い生じる壁面の穴、配線跡その他の原状回復については、当社は原則としてこれを行わないものとし、原状回復が必要な場合は、利用者の負担にて実施するものとします。

第10条（専用カメラの保証期間について）

1. 専用カメラおよび対象機器はレンタル機器であるため、本サービスの利用契約期間中、通常の使用状態において生じた自然故障については、当社の負担にて修理または交換対応を行うものとします。

2. 前項の場合、当社は専用カメラの回収、交換および再設置を無償で対応するものとします。ただし、修理または交換対応に伴い、映像の録画または閲覧が一時的に停止する可能性があることについて、利用者はあらかじめ承諾するものとします。

3. ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても保証の対象外とし、修理・交換等に要する費用（当社が別途定める機器損害金または実費相当額）は、利用者の負担とします。

(1) 第15条（禁止事項）または第20条（免責）に該当する行為に起因する破損・故障

(2) 火災、水害、落雷、地震等の天災または第三者（「閲覧ユーザー」を含む。以下同じ。）による破損・盗難などの外部要因

(3) 利用者による改造、分解、加工、不適切な設置・取り外し等

第11条（本サービスの開始）

1. 本サービスは、当社が専用カメラの設置および初期設定を完了し、動作確認のうえ利用者に引き渡した時点をもって開始されるものとします。

2. サービス開始後、利用者は当社が提供する閲覧用アプリまたは Web 画面を通じて、映像の閲覧や設定変更等を行うことができます。

3. 本サービスの「サービス開始日」は第11条第1項に定める日とし、最低利用期間その他本規約における期間計算は、当該サービス開始日を起算日とします。

第12条（閲覧用アプリおよび Web 画面の提供と管理）

1. 当社は、利用契約に基づき、本サービス専用の閲覧用アプリおよび Web 画面（以下「閲覧ツール」といいます）を、当社所定の方法により利用者へ提供します。

2. 利用者は、閲覧ツールを善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとし、第三者への貸与、譲渡、売買、再配布等を行ってはならないものとします。

3. 利用者は、本サービスの利用にあたり、スマートフォンをご利用の場合は当社指定のアプリストアより閲覧用アプリをダウンロードし、ログインする必要があります。パソコン等の端末から利用する場合は、当社が提供する Web ログイン画面を通じてアクセスするものとします。

4. 利用者は、当社の事前承諾なく、閲覧ツールの複製、改変、リバースエンジニアリング、解析等を行ってはならないものとします。

第13条（ID およびパスワードの管理）

1. 利用者は、ID およびパスワードの使用、管理について当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、全ての責任を負うものとします。なお、ID およびパスワードは、当社から送信される招待メールを受信後、利用者自身が設定するものとします。
2. 利用者は、ID およびパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、これらの不正使用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、不正使用に起因する全ての損害の責任を負うものとします。

第14条（利用者の遵守事項）

本サービスの提供は、利用者が以下の各号に定める事項を遵守することを条件とします。

- (1) 本サービスの提供に必要な機器の設置工事は、当社または当社が指定する者が行うものとし、利用者はこれに協力するものとします。
- (2) 利用者は、専用カメラおよび再生機器を善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理し、これらの管理不十分に起因して生じた損害について、当社は一切の責任を負わないことに同意するものとします。
- (3) 利用者は、当社が必要と判断した場合、専用カメラの点検、修理、ファームウェアの更新、交換に協力するものとし、協力を行わなかったことにより生じた損害または不利益について、当社は一切の責任を負わないことに同意するものとします。
- (4) 利用者は、閲覧ユーザーに対して、本規約に基づき利用者が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、閲覧ユーザーによる義務違反があった場合には、当該違反について当社に対して一切の責任を負うものとします。
- (5) 当社は、申込書に記載されたメールアドレス宛に、本サービスの提供に必要な情報を送付することができるものとします。
- (6) 当社は、自己の裁量により、本サービスの内容の全部または一部を、利用者への事前の通知または周知なく変更、追加または廃止することができるものとします。これにより利用者または閲覧ユーザーに不利益または障害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、利用者は、本サービスの内容の全部または一部に不服がある場合、第21条（利用者による本サービスの解除）に基づき、本サービスの契約を解除することができるものとします。

第15条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。また、第三者にこれらの行為を行わせてはならないものとします。

- (1) 本サービスの申込時または利用に際して、虚偽の情報を登録・申告する行為
- (2) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 本サービスの利用登録に必要な情報またはその他の個人情報を不正に取得・使用する行為
- (4) 当社の許可なく、金銭その他の商業的利益を目的として本サービスを利用する行為
- (5) 当社または提携先企業、第三者の知的財産権、肖像権、名誉、プライバシー権その他の権利または利益を侵害する行為
- (6) 専用カメラその他の対象機器を分解、改造、破壊、複製、再使用許諾、ライセンス付与する行為
- (7) 専用カメラまたは当社が提供した表示物を売買、譲渡、インターネットオークション等に出品する行為
- (8) 本サービスの利用権を第三者に譲渡、販売、移転、または担保に供する行為
- (9) 本サービスの運営を妨げ、当社または提携先企業の信用・信頼を損なう行為
- (10) 犯罪行為または犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (11) 法令、公序良俗に反する映像・音声・情報を、本サービスを通じて取り扱う行為
- (12) 当社の許可なく、本サービスを第三者に利用させる行為（貸与、再使用許諾等を含む）
- (13) 本サービスの提供および運営、その他当社の業務に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (14) その他、当社または提携先企業が不適切と判断する行為

2. 利用者が前項の各号に定める禁止行為に違反したことにより、当社または提携先企業、第三者に損害が発生した場合、サービス利用者はこれを賠償する責任を負うものとします。

第16条（登録内容の変更およびその届出）

- 1. 利用者は、その氏名、住所または連絡先等に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の方法により、当社に届け出ていただくものとします。
- 2. 閲覧ツールのIDと紐づけされたメールアドレスにつきましては、利用者の責任の下で変更することができます。

3. 本条に定める届出がなされなかった場合、本サービスの利用ができなくなることがあります。

第17条（保証および責任の限定）

1. 当社は、本サービスの内容について、映像の正確性、通知の確実性、録画の継続性、利用者の目的への適合性、その他の有用性等について、いかなる保証も行いません。

2. 当社は、本サービスの利用または利用不能に起因して、利用者または第三者に生じた逸失利益、機会損失、その他の特別損害・間接損害を含む一切の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

3. 当社が損害賠償責任を負う場合、その責任限度額は、当該利用者が当社に支払済の月額利用料の1年分を上限とし、当社はその範囲内で、利用者が直接かつ現実に被った損害のみを賠償するものとします。

4. 第21条（利用者による本サービスの解除）から第25条（本サービスの廃止）までの事由等により、サポートの提供が受けられない場合に生じた損害についても、当社は一切の責任を負いません。

5. 利用者による利用料金等の支払いが、当社からの請求にかかわらず、支払期限を超過している場合、当社はサポートの義務を負いません。

6. 当社は、本サービスにおいて提供されるAIによる映像解析・通知機能について、その精度、検知能力、通知の即時性等を保証するものではありません。設置環境、天候、通信状況、対象物の動き等により、誤検知または検知漏れが発生する可能性があります。これに起因して利用者または第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第18条（自営端末設備の管理）

利用者は、スマートフォン、パソコン、ネットワーク機器等の自営端末設備について、その準備、設定、専用カメラとの接続、および維持管理を自己の責任で行うものとします。

第19条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません）に損害を与えた場合、または他者からクレームを受けた場合は、自己の責任と費用により処理解決するものとします。

2. 利用者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合、または他者に対してクレームを通知する場合も、同様に自己の責任と費用により対応するものとします。
3. 利用者が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社は当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第20条（免責）

1. 利用者は、当社が施設の維持管理、システム保守、その他の理由により本サービスの提供を一時中止する場合において、当該中止に起因する損害について、損害賠償請求その他の請求を行わないものとします。
2. 利用者は、天災、事変、停電、通信障害、法令改正、行政指導、その他当社の責に帰することのできない事由により本サービスの提供が一時中止された場合においても、損害賠償請求その他の請求を行わないものとします。
3. 当社の債務不履行（当社の故意または重大な過失によるものに限る）により契約者に損害が生じた場合、当社の損害賠償責任は、利用者が当社に支払済の月額利用料の1年分を上限とし、利用者が直接かつ現実に被った損害に限り、当該範囲内で賠償するものとします。
4. 当社および提携先企業等は、以下の各号に起因する損害について、当社または提携先企業等に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
 - (1) 専用カメラの破損、故障、配線の断線等により正常に動作しなかったこと
 - (2) 利用者による専用カメラの設置・取外し時に発生した財物の損害または人身事故
 - (3) 利用者が本規約に違反したことによる損害
 - (4) 利用者が使用するインターネット回線、スマートフォン、パソコン、その他機器・ソフトウェアの障害により、本サービスの中止、遅延、停止、データ消失、データへの不正アクセス等が発生したこと
 - (5) SNS等への投稿、他の利用者または第三者による発言・迷惑行為等による損害
 - (6) 第三者による利用者のIDまたはパスワードの不正使用
 - (7) 第三者による本サービスへの不正アクセス、専用カメラの不正利用
 - (8) 当社または提携先企業等が管理するシステムサーバの障害、停止等
 - (9) 映像データや利用情報の保存・管理・バックアップ等に関する損害
 - (10) 当社が提携する第三者（海外企業を含む）が提供するクラウドサービスに保存された映像データその他の情報について、当該クラウドサービスにおいて、原因のいかんを問わず滅失、毀損、漏洩、改ざん等が発生した場合
 - (11) 利用者が使用する通信機器・ソフトウェア等と専用カメラとの互換性が失われたこと

(12) 本サービスの利用に起因する近隣住民とのトラブル

(13) 本サービスの利用により記録・保存された映像に第三者の肖像、音声その他の個人情報が含まれることに起因して、当該第三者との間に肖像権、プライバシー権等に関する紛争が生じたこと

(14) その他、本サービスの利用に関連して生じた一切の損害

第21条（利用者による本サービスの解除）

1. 利用者は、当社が別途定める方法により、本サービスの利用契約を解除することができます。

2. 解除を希望する場合は、解除希望日の30日前までに当社へ届け出るものとし、当社が受理した時点で解除手続きが完了します。

3. 解除月の月額利用料は、日割り計算を行わず、1ヶ月分の利用料が必要となります。

4. 利用契約の解除後、当社は本サービス提供のために取得・登録した映像データおよび関連情報をすべて消去できるものとします。

5. 利用者は、契約解除後に当社が提供した表示物がある場合、自己の責任において撤去を行うものとします。

6. 利用者は、別表に定める最低利用期間（36か月）内に本サービスの利用契約を解除する場合、別表に定める最低利用期間内解約精算金を支払うものとします。

7. 前項の定めは、特定商取引法に基づくクーリング・オフが行われた場合には適用しません。

第22条（当社による本サービスの解除） 当社は、利用者が以下の各号に該当する場合は、なんらの催告も要しないで、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

(1) 本規約に違反する行為を行った場合

(2) 不正の目的をもって本サービスを利用した場合

(3) 料金の支払を怠った場合

(4) 破産、会社更生、民事再生、会社整理もしくは特別清算手続の申立を受け、または自ら申立をしたとき

(5) 本サービスの提供または運営を妨害した場合

第23条（本サービスの一時中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中止できるものとします。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守・点検等を行う場合
- (2) 本サービスの提供に必要な設備に障害が発生した場合
- (3) 火災、地震、停電、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- (4) その他本サービスの運用上または技術上、相当な理由がある場合

2. 前項に基づき当社が本サービスを一時中止した場合であっても、当社は利用者および第三者に対しても、一切の責任を負いません。

第24条（本サービスの停止）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができるものとします。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- (2) 利用申込時に虚偽の申告を行ったことが判明したとき。
- (3) 第15条（禁止事項）に違反したとき。
- (4) その他、本規約に違反し、または当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為を行ったとき。

2. 前項第1号に該当し、当社が本サービスの利用を停止した場合、利用者が未払いとなっている料金その他の債務を全額支払ったときに限り、本サービスを再開することができるものとします。なお、未払い金額の一部のみの支払いでは、本サービスは再開されません。

3. サービスの再開は、その月の途中でであっても、当該月の1か月分の月額利用料が発生するものとします。

4. 当社は、前各項に基づき本サービスの利用を停止する場合、あらかじめ利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条（本サービスの廃止）

当社は、利用者に対し事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

第26条（料金）

1. 本サービスの利用料金は、別表に定める金額をご利用開始翌月から課金し、利用者は、当社が指定する期日および方法で料金を支払うものとします。なお利用料金は日割計算いたしません。
2. 利用者から当社所定の方法により契約解除の申し出があるまで、本サービスの契約は月単位での自動継続となります。

第27条（料金の支払義務）

1. 本サービス利用者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して第21条（利用者による本サービスの解除）、第22条（当社による本サービスの解除）による契約の解除等の手続きが完了した日が属する月の末日までの期間について、別表に定める料金の支払いを要します。ただし、本規約または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
2. 本サービスの料金の支払い方法は、当社のインターネット接続サービスに係る利用料金の支払い方法と同一の方法によるものとします。
3. 前項の期間において、第23条（本サービスの一時中止）または第24条（本サービスの停止）により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中止があったときは、本サービス利用者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
 - (2) 利用の停止があったときは、本サービス利用者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、本サービス利用者は、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

第28条（工事費の支払義務）

1. 本サービス利用者は、本サービスの申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別に規定する工事費を支払うものとします。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本サービス利用者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を支払うものとします。この場合において、支払を要する額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第29条（遅延損害金）

1. 加入者は、料金等の支払期日を遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第30条（映像データ等の管理責任）

1. 本サービスにより取得する映像データ等は利用者に帰属するものであり、利用者自身の責任において映像データ等の取扱いにつき、管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項の定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

3. 当社は、原則映像データ等の閲覧等を行わないものとします。但し、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合には、予め利用者の確認、承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為に係る責任は全て利用者が負うものとして予め承諾するものとします。

4. 利用者は、本サービスの提供、保守、障害対応、問い合わせ対応その他運営上必要な範囲に限り、当社または当社が委託する第三者が、利用者がアップロードした映像および関連情報を閲覧し、複製し、解析し、必要な範囲で共有することがあることに同意するものとします。

第31条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または適法な権利者に帰属しているものであり、サービス利用者が利用するにあたり、利用者に対して、当社または適法な権利者の有する本サービスに含まれる知的財産権の利用を許可するものではありません。

第32条（著作権）

利用者は、当社が本サービスを通じて利用者に提供する情報（映像、音声、文章等を含む）に関する著作権が、当社、適法な権利者または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとし、当社の許可なく、他者への転送や一般公衆が閲覧できるWebサイトやSNS等への掲載などを行ってはならないものとします。

第33条（肖像権等の第三者の権利）

本サービスの利用により記録・保存される映像には、第三者の肖像、音声その他の個人情報が含まれる場合があります。利用者は、これらの映像を利用・公開する際には、当該第三者の肖像権、プライバシー権その他の権利を侵害しないよう十分に配慮するもの

とします。万一、利用者による映像の利用に起因して第三者との間に紛争が生じた場合、当社は一切の責任を負わず、利用者の責任と費用においてこれを解決するものとします。

第34条（通知）

1. 当社が利用者の届け出た住所宛に通知を発した場合、当該通知が利用者に届かない場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. 当社が利用者に対して電子メールにより通知を行った場合、当該通知は、当社が送信した電子メールが利用者の登録メールアドレスの受信サーバーに到達した時点で、利用者に到達したものとみなします。
3. 利用者は、万が一当社から通知された電子メールが文字化けその他のデータ化け等により読み出し不能な場合には、直ちに当社に連絡し、その内容について確認を求めるものとします。

第35条（個人情報取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、適正に取り扱います。
2. 利用者は、本サービスのライセンサーである Alarm.com Incorporated（Delaware, US）および当社の提携先企業等が、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の連絡先情報および対象機器に設定されたデータ等を取得・利用することについて、同意するものとします。
3. 利用者は、暗号化されたカメラ画像および関連データが、ビデオアナリティクス機能向上の目的で Alarm.com のデータセンターに送信され、Alarm.com によって加工・解析され、一定期間保存されることについて、同意するものとします。
4. 当社は、法令に基づく場合、または警察・裁判所等の公的機関からの正式な要請があった場合には、取得した個人情報を開示または提供することがあります。
5. 利用者が本サービスを利用するにあたり、当社が取得する個人情報のうち、Alarm.com との共同利用が必要な情報については、当社の「個人情報保護方針」に定める共同利用の範囲に基づき、Alarm.com と共同利用することがあります。

第36条（Alarm.com によるサービス継続・移管に関する事項）

本サービスは、Alarm.com Incorporated（Delaware 州、米国）が提供する技術基盤を利用しています。当社が Alarm.com との契約を終了した場合であっても、利用者が引き続き Alarm.com のサービス提供を希望する場合には、Alarm.com が自らの裁量によ

り、他のサービスプロバイダーを案内することがあります。また、利用者の要請に基づき、Alarm.com が利用者のアカウントを他のサービスプロバイダーに移管する権限を有することについて、利用者はこれに同意するものとします。前項の場合において、当社は、Alarm.com または当該他のサービスプロバイダーが提供するサービスの内容、継続性、移管手続その他一切の事項について関与せず、これらに関して利用者に生じた損害について責任を負いません。なお、Alarm.com は、サービスの停止または終了、ならびにアカウントの移管に関して、一切の責任を負わないものとします。

第37条（反社会勢力の排除）

1. 本サービス利用者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2. 本サービス利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 次の各号のいずれかに該当し、本サービスを締結すること、または継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、本サービスの申込を承諾しないこと、または催告なしに本サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 本サービス利用者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(2) 本サービス利用者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき

(3) 本サービス利用者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(4) 本サービス利用者が前3号に関する必要な調査等に応じないとき、または当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

第38条（関連法令の遵守）

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第39条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条（協議）

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附 則

本規約は2026年3月1日から適用します。

別表 ※下記金額の表記は全て税抜（税込 10％）です

1. 月額利用料

専用カメラ 1 台利用	月額 1,500 円 (1,650 円)
専用カメラ 2 台目以降（最大 4 台まで）	月額 1,200 円／台 (1,320 円／台)

※当社は、販売促進施策として、月額利用料の割引を実施する場合があります。

2. 最低利用期間

最低利用期間：サービス開始日（第 11 条 1 項に定める日）から 36 か月間

3. 最低利用期間内解約精算金

利用者が最低利用期間内に本サービスの利用契約を解除した場合、利用者は当社に対し、以下の金額（以下「最低利用期間内解約精算金」といいます。）を支払うものとします。

サービス開始日から 12 か月以内	40,000 円 (44,000 円)
サービス開始日から 13 か月～24 か月以内	30,000 円 (33,000 円)
サービス開始日から 25 か月～36 か月以内	20,000 円 (22,000 円)

※本精算金は、サービス開始日から解約日までの経過期間に応じて適用します。

4. 工事費

屋外カメラ初期工事費（標準工事）

1 台目	5,000 円 (5,500 円) ～
2 台目以降	3,000 円 (3,300 円) ～

標準工事の範囲は以下になります。

屋外カメラ標準工事範囲（高所作業車を使用しての高所設置作業を含む）

カメラ設置：1 台

カメラ台座・取付 BOX 設置：1 個

給電機器（PoE インジェクタまたは PoE 対応スイッチ等）設置：1 台

屋内外 LAN ケーブル（CAT5e または同等品）：30m 以内

壁面通穴あけ：1 箇所

動作確認・設定・操作説明（アプリ設定、録画確認、映像確認を含む）

※建物の構造や設置場所の状況等により、標準工事の範囲を超える工事（以下「特殊工事」といいます。）が必要となる場合があります。

その場合は、別途見積りのうえ、利用者の承諾を得て実施します。なお、特殊工事を実施しない場合は、設置場所の変更または本サービスの提供をお断りすることがあります。

※カメラの設置場所の変更または移設を希望される場合は、当社が別途定める費用が発生することがあります。これらの費用は利用者の負担となります。なお、具体的な金額は現地状況等を踏まえたうえでお見積りを提示し、利用者の承諾を得たうえで実施いたします。

5. 機器の故障・破損時の費用

専用カメラはレンタル機器であるため、本サービスの利用契約期間中、通常の使用状態において生じた自然故障については、第10条の定めに基づき、当社の負担にて修理または交換対応を行います。

ただし、利用者の故意または重大な過失により、対象機器が破損、滅失または紛失した場合、利用者は当社に対し、当社が別途定める機器損害金または実費相当額を支払うものとします。

【注意事項】

本サービスは訪問販売に該当するため、契約内容の確認および申込み手続きは、書面による契約手続きにより行われます。

契約成立後、当社は契約内容を記載した書面を利用者に交付します。

利用者は、契約書面の交付日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録（電子メール、FAX、Web フォーム等）により、契約の申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

クーリング・オフが行われた場合、支払済みの代金は全額返金され、違約金等は発生しません。